

特定原産地証明書の PDF 発給における再発給申請が可能なタイミングの変更について

2023 年 10 月 3 日

日本商工会議所

現状、特定原産地証明書の電子発給における再発給申請が可能なタイミングは以下のとおりです。

発給方法	協定	再発給申請が可能なタイミング
PDF 発給	日タイ協定、RCEP 協定、日インド協定、日マレーシア協定、日ベトナム協定、日アセアン協定（マレーシア向け・ベトナム向け）	状態が「手続中（承認）」、「交付済」のいずれかの場合
データ交換	日インドネシア協定	状態が「交付済」かつ送信ステータスが「送信完了」の場合

この運用について、特定原産地証明書の交付を受けていることを再発給申請の前提とする法令の趣旨（※）を踏まえ、本年 10 月 16 日（月）以降、電子発給する証明書については一律、状態が「交付済」の場合のみ再発給申請を可能とする運用に変更いたします。状態が「手続中（承認）」の場合は、銀行振込もしくはクレジット決済により発給手数料を支払い、状態が「交付済」となった段階で再発給申請が可能になります。

なお、現在は専用紙で発給している協定が将来的に電子発給に切り替わる場合についても、電子発給開始後は、状態が「交付済」の場合のみ再発給申請が可能になります。

（※）経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律施行規則（抜粋）
（再発給）

第八条 証明書受給者は、第一種特定原産地証明書を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損し、又は第一種特定原産地証明書の記載に誤りが生じ、若しくは第一種特定原産地証明書に記載された事項に変更があったときは、次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣（指定発給機関が発給した第一種特定原産地証明書については、当該指定発給機関。以下この条において同じ。）に提出し、その再発給を受けることができる。

一～四（略）

2 証明書受給者は、第一種特定原産地証明書を汚損し、若しくは破損し、又は第一種特定原産地証明書の記載に誤りが生じ、若しくは第一種特定原産地証明書に記載された事項に変更があったことにより前項の申請書を提出するときは、これに当該第一種特定原産地証明書を添付しなければならない。

【お問い合わせ先】日本商工会議所 国際部

[お問い合わせフォーム](#)